

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 5 月26日
【計算期間】	第 4 期中 （ 自 平成22年 8 月27日 至 平成23年 2 月26日 ）
【ファンド名】	新生・フラトンVPICファンド
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 善雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は平成23年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	6,124,434,216	97.51
親投資信託受益証券	日本	71,525,018	1.14
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	85,134,945	1.36
合計(純資産総額)		6,281,094,179	100.00

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年3月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第4期中間計算期間末 (平成23年2月26日)	5,881	5,881	0.4809	0.4809
平成22年3月末日	8,178	—	0.5648	—
平成22年4月末日	8,284	—	0.5789	—
平成22年5月末日	7,153	—	0.5155	—
平成22年6月末日	7,124	—	0.5222	—
平成22年7月末日	7,014	—	0.5244	—
平成22年8月末日	6,438	—	0.4898	—
平成22年9月末日	6,695	—	0.5195	—
平成22年10月末日	6,539	—	0.5164	—
平成22年11月末日	6,600	—	0.5232	—
平成22年12月末日	6,489	—	0.5212	—
平成23年1月末日	6,353	—	0.5123	—
平成23年2月末日	5,908	—	0.4831	—
平成23年3月末日	6,281	—	0.5213	—

純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第4期中間計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年2月26日)	—

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第４期中間計算期間 （平成22年８月27日～ 平成23年２月26日）	1.3

計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

２【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第４期中間計算期間 （平成22年８月27日～平成23年２月26日）	493,825,219	1,452,370,714

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第3期中間計算期間（平成21年8月27日から平成22年2月26日まで）の中間財務諸表については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、第4期中間計算期間（平成22年8月27日から平成23年2月26日まで）の中間財務諸表については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成21年8月27日から平成22年2月26日まで）及び第4期中間計算期間（平成22年8月27日から平成23年2月26日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

新生・フラトンV P I Cファンド 中間財務諸表
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第３期中間計算期間 （平成22年２月26日現在）	第４期中間計算期間 （平成23年２月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	127,866,967	201,682,593
投資信託受益証券	7,252,880,299	5,688,976,215
親投資信託受益証券	106,402,364	71,510,925
未収入金	20,000,000	9,696
未収利息	175	552
流動資産合計	7,507,149,805	5,962,179,981
資産合計	7,507,149,805	5,962,179,981
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,520,904	41,537,983
未払受託者報酬	2,143,161	1,736,604
未払委託者報酬	45,863,620	37,163,315
その他未払費用	529,184	529,184
流動負債合計	79,056,869	80,967,086
負債合計	79,056,869	80,967,086
純資産の部		
元本等		
元本	14,620,976,089	12,230,807,487
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,192,883,153	6,349,594,592
純資産合計	7,428,092,936	5,881,212,895
負債純資産合計	7,507,149,805	5,962,179,981

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期中間計算期間 （自平成21年８月27日 至平成22年２月26日）	第４期中間計算期間 （自平成22年８月27日 至平成23年２月26日）
営業収益		
受取利息	34,172	30,054
有価証券売買等損益	19,689,630	15,126,256
営業収益合計	19,655,458	15,096,202
営業費用		
受託者報酬	2,143,161	1,736,604
委託者報酬	45,863,620	37,163,315
その他費用	529,184	529,184
営業費用合計	48,535,965	39,429,103
営業利益又は営業損失（　）	68,191,423	54,525,305
経常利益又は経常損失（　）	68,191,423	54,525,305
中間純利益又は中間純損失（　）	68,191,423	54,525,305
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	41,507,957	42,917,143
期首剰余金又は期首欠損金（　）	7,702,006,276	6,760,743,821
剰余金増加額又は欠損金減少額	868,102,430	743,729,256
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	868,102,430	743,729,256
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	249,279,927	235,137,579
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	249,279,927	235,137,579
中間剰余金又は中間欠損金（　）	7,192,883,153	6,349,594,592

(3) 【中間注記表】

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

項目	第 3 期中間計算期間 (自平成21年 8 月27日 至平成22年 2 月26日)	第 4 期中間計算期間 (自平成22年 8 月27日 至平成23年 2 月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)親投資信託受益証券 同左
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの第 3 期中間計算期間は、平成21年 8 月27日から平成22年 2 月26日までとなっております。	ファンドの中間計算期間 当ファンドの第 4 期中間計算期間は、平成22年 8 月27日から平成23年 2 月26日までとなっております。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

平成23年３月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近５年間に於ける資本金の増減はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年３月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本（追加型投資信託17本、単位型投資信託11本）であり、純資産の総額は151,638百万円(百万円未満切捨)です。

（３）【その他】

1)定款の変更

平成19年６月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年８月９日および９月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月６日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されており、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52条）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第10期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第8期 （平成21年3月31日現在）			第9期 （平成22年3月31日現在）		
科目	注記 番号	金額 （千円）		構成比 （％）	金額 （千円）		構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
預金	2		621,602			750,015	
前払費用			7,536			5,719	
未収還付法人税等			13,982			-	
未収委託者報酬			126,871			209,939	
未収運用受託報酬			26,047			16,877	
未収収益			11,333			12,450	
繰延税金資産			-			6,741	
差入保証金	2		-			29,082	
流動資産計			807,375	92.8		1,030,827	98.5
固定資産							
有形固定資産			8,573	1.0		7,541	0.7
建物	1	2,648			3,950		
器具備品	1	5,925			3,591		
無形固定資産			10,172	1.2		7,663	0.7
ソフトウェア		9,904			7,470		
商標権		267			193		
投資その他の資産			43,853	5.0		605	0.1
差入保証金	2	40,649			-		
繰延税金資産		3,204			605		
固定資産計			62,599	7.2		15,811	1.5
資産合計			869,974	100.0		1,046,639	100.0

期別		第8期 （平成21年3月31日現在）			第9期 （平成22年3月31日現在）		
科目	注記 番号	金額 （千円）		構成比 （％）	金額 （千円）		構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
未払金			132,792			206,200	
未払手数料	2	72,118			124,082		
その他未払金	2	60,674			82,118		
未払費用			16,600			17,836	
未払法人税等			1,292			19,542	
未払消費税等			6,339			3,498	
固定資産処分損失引当金			-			5,305	
繰延税金負債			2,673			-	
その他			12			23	
流動負債計			159,710	18.4		252,407	24.1

固定負債							
固定資産処分損失引当金			4,676			-	
固定負債計			4,676	0.5		-	-
負債合計			164,386	18.9		252,407	24.1
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		210,587			299,231		
利益剰余金合計			210,587			299,231	
株主資本合計			705,587	81.1		794,231	75.9
純資産合計			705,587	81.1		794,231	75.9
負債・純資産合計			869,974	100.0		1,046,639	100.0

（２）【損益計算書】

		第8期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）		第9期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	
	注記 番号	金額 （千円）	百分比 （％）	金額 （千円）	百分比 （％）
営業収益					
委託者報酬		2,029,950		1,737,419	
運用受託報酬		174,144		125,022	
その他営業収益		64,502		40,426	
営業収益計		2,268,597	100.0	1,902,869	100.0
営業費用					
支払手数料	1	1,236,997		1,076,307	
広告宣伝費		77,319		52,884	
公告費		866		600	
調査費					
図書費		591		590	
調査費		116,473		106,657	
委託計算費		33,621		29,530	
営業雑経費					
通信費		2,915		1,941	
印刷費		13,237		14,118	
協会費		2,484		2,995	
その他営業雑経費		1,771		1,850	
営業費用計		1,486,280	65.5	1,287,474	67.7
一般管理費					
給料					
役員報酬		31,748		28,275	
給料・手当		334,996		221,833	
賞与		78,510		41,410	
退職給付費用		38,309		36,846	

交際費		2,373			1,008		
旅費交通費		20,063			11,586		
租税公課		9,292			4,823		
不動産賃借料		48,191			36,248		
固定資産減価償却費		5,459			5,349		
諸経費		127,187			77,736		
一般管理費計			696,131	30.7		465,118	24.4
営業利益			86,185	3.8		150,276	7.9
営業外収益							
受取利息	1	499			112		
雑収入		448			751		
営業外収益計			947	0.0		864	0.0
営業外費用							
雑損失		0			230		
営業外費用計			0	0.0		230	0.0
経常利益			87,133	3.8		150,910	7.9
特別損失							
損害賠償金	2	612			-		
固定資産処分損失引当金繰入額	3	-			629		
特別損失計			612	0.0		629	0.0
税引前当期純利益			86,520	3.8		150,281	7.9
法人税、住民税及び事業税	1	22,293			68,454		
法人税等調整額		13,962	36,255	1.6	6,816	61,637	3.2
当期純利益			50,264	2.2		88,643	4.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	160,322
	当期変動額 当期純利益	50,264
	当期末残高	210,587
利益剰余金合計	前期末残高	160,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	210,587
株主資本合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587
純資産合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額 当期純利益	88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231
純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

〔重要な会計方針〕

項目	第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 3～15年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準	固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。	固定資産処分損失引当金 同左

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	消費税等の会計処理 同左 連結納税制度の適用 同左
----------------------------	---	---

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第8期 (平成21年3月31日現在)	第9期 (平成22年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,941千円 器具備品 13,173千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 439,473千円 差入保証金 40,649千円 未払手数料 34,220千円 その他未払金 15,153千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,645千円 器具備品 14,223千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 393,907千円 差入保証金 29,082千円 未払手数料 66,518千円 その他未払金 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

（損益計算書関係）

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 439,139千円 受取利息 499千円 法人税、住民税及び事業税 15,153千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 2. 損害賠償金612千円は、主に投資顧問業に係るものであります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 452,491千円 受取利息 112千円 法人税、住民税及び事業税 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 —

—	3. 固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

第8期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）					第9期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）				
1. 発行済株式に関する事項					1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

（リース取引関係）

第8期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第9期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である賃貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内の支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である賃貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	750,015	750,015	-
未収委託者報酬	209,939	209,939	-
未収運用受託報酬	16,877	16,877	-
差入保証金	29,082	27,106	1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	1,975
未払手数料	124,082	124,082	-
その他未払金	82,118	82,118	-
負債計	206,200	206,200	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	750,015
未収委託者報酬	209,939
未収運用受託報酬	16,877
差入保証金	29,082
合計	1,005,915

（有価証券関係）

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引関係）

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（関連当事者情報）

第8期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	439,139	未払 手数料	34,220
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	15,153	その他 未払金	15,153
							敷金の差入	40,649	差入 保証金	40,649

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 流動資産 未払事業税 467千円 繰延税金負債（流動）との相殺 467千円 小計 — 千円 固定資産 固定資産処分損失引当金 1,902千円 その他 1,301千円 小計 3,204千円 繰延税金資産合計 3,204千円 繰延税金負債 流動負債 未収還付事業税 3,140千円 繰延税金資産（流動）との相殺 467千円 小計 2,673千円 繰延税金負債合計 2,673千円 差引：繰延税金資産の純額 530千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 流動資産 未払事業税 4,582千円 固定資産処分損失引当金 1,583千円 その他特別損失 575千円 小計 6,741千円 固定資産 その他 605千円 小計 605千円 繰延税金資産合計 7,347千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。
---	--

（退職給付関係）

第8期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第9期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第8期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第9期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 71,271円47銭	1株当たり純資産額 80,225円38銭
1株当たり当期純利益 5,077円26銭	1株当たり当期純利益 8,953円90銭

（注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	（注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。
---	---

（重要な後発事象）

第8期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第9期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
預金			764,478	
前払費用			6,742	
未収委託者報酬			194,461	
未収運用受託報酬			21,321	
未収収益			6,583	
差入保証金			27,106	
繰延税金資産			5,421	
流動資産計			1,026,115	98.7
固定資産				
有形固定資産			6,631	0.6
建物	1	3,640		
器具備品	1	2,991		
無形固定資産			6,576	0.6
ソフトウェア		6,421		
商標権		155		
投資その他の資産			530	0.1
繰延税金資産		530		
固定資産計			13,739	1.3
資産合計			1,039,854	100.0

期別		当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
未払金			166,193	
未払手数料		113,958		
その他未払金		52,234		
未払費用			11,751	
未払法人税等			10,849	
未払消費税等			6,299	
預り金			885	
固定資産処分損失引当金			4,852	
流動負債計			200,831	19.3
負債合計			200,831	19.3

（純資産の部）				
株主資本				
資本金			495,000	47.6
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		344,023		
利益剰余金合計			344,023	33.1
株主資本合計			839,023	80.7
純資産合計			839,023	80.7
負債・純資産合計			1,039,854	100.0

（２）中間損益計算書

期別		当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）		
科目	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）
営業収益				
委託者報酬		825,677		
運用受託報酬		61,410		
その他営業収益		12,011		
営業収益計			899,099	100.0
営業費用				
支払手数料		510,315		
広告宣伝費		17,301		
公告費		600		
調査費				
図書費		290		
調査費		54,572		
委託計算費		13,393		
営業雑経費				
通信費		833		
印刷費		6,913		
協会費		1,639		
その他営業雑経費		1,352		
営業費用計			607,212	67.5
一般管理費				
給料				
役員報酬		12,732		
給料・手当		106,564		
賞与		17,795		
退職給付費用		18,500		
交際費		365		
旅費交通費		6,579		
租税公課		2,674		
不動産賃借料		17,239		

固定資産減価償却費	1	1,997		
諸経費		30,313		
一般管理費計			214,762	23.9
営業利益			77,124	8.6
営業外収益				
受取利息		74		
雑収入		225		
営業外収益計			299	0.0
営業外費用				
雑損失		0		
営業外費用計			0	0.0
経常利益			77,423	8.6
特別損失				
固定資産処分損失引当金繰入額		1,522		
特別損失計			1,522	0.1
税引前中間純利益			75,901	8.5
法人税、住民税及び事業税		29,714		
法人税等調整額		1,394	31,108	3.5
中間純利益			44,792	5.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	44,792
	当中間会計期間末残高	344,023
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当中間会計期間中の変動額	44,792
	当中間会計期間末残高	344,023
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当中間会計期間中の変動額	44,792
	当中間会計期間末残高	839,023
純資産合計	前期末残高	794,231
	当中間会計期間中の変動額	44,792
	当中間会計期間末残高	839,023

〔 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項 〕

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 3～15年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の移設費用等ついて、見積書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
資産除去債務に関する会計基準	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、当社は資産除去債務に対応する除去費用を過年度において固定資産処分損失引当金として計上していたため、これによる損益に与える影響はありません。また、当該引当金1,976千円は、「差入保証金」と相殺しております。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,955 千円
器具備品	14,823 千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	910 千円
無形固定資産	1,086 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	764,478	764,478	-
未収委託者報酬	194,461	194,461	-
未収運用受託報酬	21,321	21,321	-

差入保証金	27,106	27,106	-
資産計	1,007,367	1,007,367	-
未払手数料	113,958	113,958	-
その他未払金	52,234	52,234	-
負債計	166,193	166,193	-

（２）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報）

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマーシ`ング`・カレンシー・債券 ファンﾄﾞ`（毎月分配型）	新生・ＵＴＩイント`ファンﾄﾞ`
営業収益	492,199	176,764

（注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）		
1株当たり純資産額	84,749 円	86銭
1株当たり中間純利益	4,524 円	48銭
（注）		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益	44,792千円	
普通株主に帰属しない金額	—	
普通株式に係る中間純利益	44,792千円	
期中平均株式数	9,900株	

（重要な後発事象）

当中間会計期間

（自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年4月4日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成22年8月27日から平成23年2月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成23年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年8月27日から平成23年2月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月30日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成21年8月27日から平成22年2月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成22年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年8月27日から平成22年2月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。